



令和5年 (2023年) 6月19日(月)

No. 15919 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012

大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「骨折固定システム」事件-共通する最終親会社の100%子会社であるグループ会社が特許製品を販売していることを理由に、特許法102条2項の適用を認めた事案。)[上](全2回)

—令和3年(ネ)第10091号、令和4年4月20日判決言渡(本多裁判長)—

【本判決の要旨、若干の考察】

1. 本判決の概要

本判決は、特許法102条2項の適用範囲につき、「特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合」に認められるという裁判例上確立した判断枠組みを前提として、特許権者及び特許発明の実施者が何れも共通する最終親会社の100%子会社であり、其々が最終親会社の管理及び指示の下で本件特許権の管理及び権利行使をし、本件特許権を利用して原告製品を製造していたという事実が高裁で主張・立証され、特許法102条2項の適用を認め、原判決よりも損害額を増額した。

M&M 三好内外国特許事務所

MIYOSHI & MIYOSHI

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門 京都 所員数 約180名 在籍弁理士 49名 www.miyoshipat.co.jp

Table listing staff members and their roles across different departments and locations (Tokyo, Kyoto).